

## PCB廃棄物の処理に関するQ & A

### ○処理全般について

	質問	回答
1	PCB廃棄物は、どこで処分できるのか？また、いつから処分委託できるのか？	<p><b>【中間貯蔵・環境安全事業（株）で処理するもの】</b>                      高濃度の①3kg以上のトランス類・コンデンサ類及び廃PCB等、②PCB汚染物等（安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等）については、中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）北九州事業所において処分することとなっています。                      JESCOで各年度に設定される集中搬入期間に各事業者の方のPCB廃棄物を集中して受け入れています。                      この時期の搬出では収集運搬に係る費用が他の時期に比べ割安となる可能性があります。</p> <p><b>【微量PCB汚染廃電気機器等（低濃度PCB廃棄物）】</b>                      微量PCB汚染廃電気機器等については、国等で認定する無害化処理施設において処分しています。</p>
2	処理料金はいくらか？	<p>PCB汚染物等については、「30,800円/kg×総重量（容器重量を含む）（税込）」となっています。                      なお、一定の条件を満たす中小企業者等に対しては、処分料金の70%（個人は95%）が軽減される制度があります。詳しくはJESCOにお問合せください。                      なお、別途運搬費用が必要であり、収集運搬業者と個別に契約していただく必要があります。</p>
3	JESCOで処分してもらうには、どうすればよいか？	<p>JESCOにPCB廃棄物の処分を委託するには、PCB特別措置法に基づき毎年鳥取市に提出していただいている届出とは別に、JESCOへの登録手続きが必要です。                      PCB汚染物等については、搬入荷姿登録又は予備登録を行ってください。</p>

### ○PCB汚染物等の登録手続きについて

	質問	回答
1	JESCOへの登録（搬入荷姿登録及び予備登録）は必ずしなければならないのか？	<p>PCB汚染物等の処理に当たっては、PCB特別措置法に基づき毎年鳥取市に提出していただいている届出とは別に、JESCOへの登録（搬入荷姿登録及び予備登録）が必要です。</p>

2	搬入荷姿登録と予備登録はどう違うのか？ 両方の登録手続きが必要なのか？	搬入荷姿登録は、J E S C Oへ搬入可能な状態のP C B汚染物等について行っていただく登録です。 一方、予備登録は、そのままの状態ではすぐにJ E S C Oへ搬入ができないP C B汚染物等について行っていただく登録です。 なお、搬入荷姿登録が可能な場合、予備登録は不要です。
3	どのような場合に搬入荷姿登録ができるのか？	P C B汚染物等が以下の①～③全てに該当する場合は搬入荷姿登録を行ってください。その他の場合は、予備登録を行ってください。なお、詳細はJ E S C Oにご確認ください。 ①P C B汚染物等が搬入できる容器に保管されている。 ②J E S C Oへの搬入時に荷姿を変更する可能性がない状態のもの（その状態で同社への処理委託が可能なもの）
4	どのような容器であれば搬入できるのか？	密閉した金属製の <b>ドラム缶</b> 又は <b>ペール缶</b> で、一定の条件を満たすものであれば搬入できます。また、J E S C Oの指定容器（一定条件を満たすドラム缶）であれば、処分料金の割引が受けられます。 詳しくは、J E S C Oに御確認ください。

#### ○微量P C B汚染廃電気機器等について

	質問	回答
1	微量P C B汚染廃電気機器等とはどのような機器か？	P C Bを使用していないとされていたトランス・コンデンサ等やO Fケーブル（絶縁油を用いた地中送電線）の中に、微量のP C Bに汚染されたものが存在することが確認されています。 これらは微量P C B汚染廃電気機器等と呼ばれ、高濃度のP C Bが使用されたものと同様、P C B廃棄物（低濃度）に該当します。
2	J E S C Oで処分できるのか？	微量P C B汚染廃電気機器等は、J E S C Oでの処理対象になっていません。低濃度P C B廃棄物として、国等が認定する無害化処理施設において処分されています。